

定期監査結果に基づく措置状況

平成28年10月31日現在(報告)

担当課名	監 査 結 果	措置の内容及び状況
総務課	<p>①現在、法令に関する事務については事務分掌条例施行規則において、総務課の分掌事務として「条例、規則等の審査に関すること」が規定されているが、法令に関する専門的知識を持った専任の職員は配属されておらず、法令関係の事案が発生した際には、担当課が顧問弁護士に個々に相談し、対応しているところである。</p> <p>弁護士との協議は今後も必要であるが、行政としての対応を咀嚼することも必要であることから「専門的な知識経験を有する任期付職員」を担当職員として採用してはどうか。</p> <p>(26年度 第2次定期)</p>	<p>平成28年4月から債権回収対策室に任期付職員として弁護士を雇用するにあたり、行政不服審査法改正に伴って設置が必要となる審理員(総務課)及び公益通報担当(職員課)を併任発令した。</p> <p>また、この弁護士は、「専門的な知識経験を有する任期付職員」として例規審査に関する相談及び顧問弁護士への相談が必要と考えられる案件についての事前相談に応じている。</p> <p>(橋財第5-5 H28. 6. 23)</p>
管財課	<p>③市有地3,878.69㎡については、社会福祉法人紀之川寮(救護施設「悠久の郷」)に使用貸借契約にて無償貸付をされているところであるが、今後、他の社会福祉法人との均衡を欠く無償貸付を見直し、有償貸付または売却を検討すべきと考える。</p> <p>(24年度 第2次定期)</p>	<p>平成28年3月31日付けで社会福祉法人紀之川寮と市有財産売買契約を締結。売買物件は、橋本市東家字中山905番1、他4筆。合計面積は3,877.61㎡(境界確認をした実測面積である)売買代金は、1800万円であった。</p> <p>平成28年5月2日に入金を確認し、5月6日に所有権移転登記を完了した。</p> <p>(橋財第5-4 H28. 5. 13)</p>
人権・男女共同推進室	<p>①委託料については、契約相手方の履行確認後、支払うことが原則であり、いわば工事請負費の類である。したがって、先払いする「前金払」及び「概算払」は、この支出の例外的なものであることから、契約伺いの決裁文書には上記支出方法の別を明記されたい。</p> <p>特に「概算払」については、市の規則で定めていなければ支出できない(地方自治法施行令第162条第6号)と謳われており、このことをふまえ、会計事務規則(平成27年4月1日施行)を改正した経緯があることから、「概算払」のうち、同規則第71条第12号の規定に該当するものは、必ず市長決裁を得られたい。</p> <p>また、委託料の性質、財政状況から鑑み、一括払ではなく、原則として分割払により対処されたい。</p> <p>なお、補助金における概算払についても同様の措置を心がけられたい。</p> <p>(27年度 第1次定期)</p>	<p>平成28年度から文化センター運営委員会委託料について市長決裁を得、年2回以上の分割払いとする。補助金については、補助団体の意向を確認の上、分割払いが可能であれば、請求を分割することを検討する。</p> <p>(橋企第22-11 H28. 2. 5)</p>
生活環境課	<p>①「橋本市斎場火葬業務委託」について、委託契約書に「契約保証金 5,512,500円」の記載があるが、現況は橋本市契約事務規則第33条第2項第7号の規定に基づき免除されている。それならば、契約締結の起案段階で契約保証金の免除についても承認を得たうえで、契約書に「契約保証金 免除」と記載すべきである。</p> <p>(25年度 第2次定期)</p> <p>④「橋本市衛生自治会」の事務所は市民生活環境課内に設置され、行政財産を使用しているところであるが、行政財産使用に係る許可等の手続きがとられていない。今後は、公有財産規則第13条1項第2号「行政財産使用許可申請書を提出させる」、また同規則第13条第1項第3号「行政財産使用料減額・免除申請書を提出させる」規定に基づき、許可及び免除の手続きをとられたい。</p> <p>(25年度 第2次定期)</p>	<p>措置済 (橋企第22-2 H27. 6. 12)</p> <p>措置済 (橋企第22-2 H27. 6. 12)</p>

担当課名	監 査 結 果	措置の内容及び状況
生活環境課	<p>①可燃ごみ収集のステーション化については、地域の道路事情などにより、まだ実施されていないところが残っており、本市全体を見てもバラつきがある。市の対策として、期限を決めてステーション化していくべきではないか。 また、「生ごみ堆肥化・減量化集団実施奨励金」交付のあり方についても、ステーション化と合わせて検討されたい。 (27年度 第1次定期)</p>	<p>H28年度よりH31年3月末を目処に橋本市の全地区を対象にごみのステーション化、可燃ごみの週1回収集の実施に向けて既に本市の施策として取り組んでいる。それに伴い、補助金や奨励金の見直しを行い、H28年度には資源ごみ集団回収助成金の廃止、又「生ごみ堆肥化・減量化集団実施奨励金」についても、段階的に減額し、H31年を持って廃止する。 (橋企第22-13 H28. 2. 5)</p>
	<p>②墓園管理料については納付額が年度当初に確定しているにもかかわらず、調定手続きをせず、事後調定を行っていた。 このため、実際は未収金があるにもかかわらず、決算上完納状態となっていた。これは債権管理上、不適切な事務処理をしていると言わざるを得ない。早急に未収金35件、714,800円を調定計上するとともに、適切な債権管理に努められたい。 (27年度 第1次定期)</p>	<p>墓園管理料については、現年度調定、過年度調定又、未収金や滞納分も管理データを保有しており、H27年度決算より、指摘のとおり適正に事務改善をする。 (橋企第22-13 H28. 2. 5)</p>
	<p>③委託料については、契約相手方の履行確認後、支払うことが原則であり、いわば工事請負費の類である。したがって、先払いする「前金払」及び「概算払」は、この支出の例外的なものであることから、契約伺いの決裁文書には上記支出方法の別を明記されたい。 特に「概算払」については、市の規則で定めていなければ支出できない(地方自治法施行令第162条第6号)と謳われており、このことをふまえ、会計事務規則(平成27年4月1日施行)を改正した経緯があることから、「概算払」のうち、同規則第71条第12号の規定に該当するものは、必ず市長決裁を得られたい。 また、委託料の性質、財政状況から鑑み、一括払ではなく、原則として分割払により対処されたい。 なお、補助金における概算払についても同様の措置を心がけられたい。 (27年度 第1次定期)</p>	<p>委託料の「概算払い」については、必ず市長決裁を得たうえで会計処理を行い支払方法については、業務内容により分割払いが可能な場合は、今後対応する。 (橋企第22-13 H28. 2. 5)</p>
税務課	<p>①市税還付金(加算金を含む)の中には課税誤り、事務処理の不備等によるものも少なくない。これは、地方税法等関係法令や法令改正の内容について、正しく理解されていなかったこと等によるもので、今後は、法令改正時、また他の自治体において特筆すべき誤った事例があった時には、研修会等を開催し情報を共有すると共に、コンプライアンスの推進を図られたい。 (26年度 第1次定期)</p>	<p>平成27年度地方税法の一部を改正する法律の概要(総務省)をもとに、地方税法等の一部改正に関する市税条例等の改正点について課内研修を行い情報の共有を図った。 また、資産税係においては、半島振興法の一部改正に伴い、関係する市条例の改正点についても研修を行なった。 市民税係の職員対象に平成27年6月11日開催 資産税係の職員対象に平成27年6月17日開催 (橋企第22-4 H27. 7. 1)</p>
納税課	<p>①督促手数料(現行50円)の改定については以前から口頭による指摘をしているところであり、県下でも他の8市の内、4市が見直しをされている。また、コストが約77円かかっていることは、通常の納期限内に納付している市民に対して公平な負担となっていないことから、本市においてもコスト相応の手数料を徴収するべきではないか。 (26年度 第1次定期)</p>	<p>平成27年3月議会に現状の50円を100円に改正する橋本市税条例の一部を改正する条例上呈した結果、法案が可決された。よって、平成27年4月1日から施行している。 (橋企第22-1号 H27. 4. 20)</p>

担当課名	監 査 結 果	措置の内容及び状況
介護保険課 納税課分	<p>①介護保険料督促手数料の徴収業務は、本市事務分掌条例施行規則において納税課が所管課に規定されており、調定事務についても同課で事務処理を行っている。</p> <p>平成27年度は担当者が代わったことにより、督促手数料収入の調定事務を4月から9月まで失念していた。今後はこのようなことがないよう、事務引継ぎの際は特に留意されたい。</p> <p>(27年度 第2次定期)</p>	<p>指摘事項については、指摘以降直ちに改善をし、10月以降からは毎月調定事務を執行している。</p> <p>(橋財第5-1 H28. 4. 3)</p>
福祉課	<p>①生活保護費損害賠償金については、平成28年末には判決から10年が経過するが、時効を完成させることのないよう、債務承認の取付等、弁護士に相談し早急に対応されたい。</p> <p>また、本人への面談及び催告書の送付を続け、回収努力を続けられたい。</p> <p>(26年度 第2次定期)</p>	<p>平成27年3月16日に本人と面談を行なった際に債務承認書に署名及び拇印をもらった。</p> <p>(橋企第22-7 H27. 11. 4)</p>
保険年金課	<p>①国保一般被保険者返納金(現年度分)の未収金については11月9日現在、出産育児一時金に係る未収金 1件を残すのみとなり、これについては、保険者間調整で解決が図られる見込みであり、回収努力が見受けられる。なお、この未収金 1件についても債権管理台帳を作成され、適正な管理をされたい。</p> <p>一方、当該返納金(過年度分)については、前年度末24件から7件回収され、17件となっているものの、金額ベースでは増加傾向にあることから、今後は督促状及び催告書の発送、また分納誓約書の徴求等、なお一層の回収努力を重ねられたい。</p> <p>また、これらの不当利得による返納金については、円滑な事務処理が図れるよう、事務取扱要綱などを年度内に作成し、関係職員に周知徹底されたい。</p> <p>(27年度 第1次定期)</p>	<p>国保一般被保険者返納金(現年度分)の未収金については、既に債権台帳を作成し管理している。</p> <p>当該返納金(過年度分)については、指摘のとおり回収努力を行なっていく。</p> <p>「橋本市国民健康保険不当利得保険給付費の返還に係る事務取扱要綱」は27年度内に作成済、関係職員に周知徹底している。</p> <p>(橋財第5-2 H28. 4. 20)</p>
健康課	<p>①健康増進事業の個人負担金・健康診査等個人負担金が前年度に比べ減少傾向にあることから、集団検診受診者数の減少が考えられるので、今後の受診者対策を検討されたい。</p> <p>(23年度 第1次定期)</p>	<p>平成23年度の指摘を受け、平成24年度から集団検診の勧奨を重点的に行っている。</p> <p>平成25年度の集団検診では申し込みをスムーズにできるよう、検診会場と日程を早期に決定し公表するなど環境整備を図った。</p> <p>平成26年度についても、受診勧奨を積極的に行い4月～9月での受診者は大幅に上昇した。集団検診においても、がん検診の啓発の効果がでており昨年度よりも増加している。</p> <p>(橋企第22-5 H27. 9. 30)</p>
	<p>①食事(栄養)に関する指導について、成人分野、母子保健分野に分け様々な事業を行なっているが、より積極的な市民参加を促すため市民への周知を図られたい。</p> <p>(25年度 第1次定期)</p>	<p>成人分野の取り組みでは、教室のネーミングを「血管力アップ教室」から「ごちそうさん教室」に変更し、親しみやすくした。従来の健康カレンダー、広報による周知に加え、HPでも募集案内を掲載し、申し込みがあった。また、検診等の案内送付時に教室の紹介チラシを同封する等、周知方法も工夫した。</p> <p>母子保健分野の取り組みでは、例年、幅広く啓発する為に各時期の検診や健康相談、教室等で案内をしている。平成26年度からは、ママパパ教室の内容をよりわかりやすくする為に、チラシを工夫して妊娠届け時に配布し、回数を4回から3回に減らすことで参加者の負担を軽減した。また、HPに掲載したことで、参加者の増加がみられた。「アトピー教室」や「歯♪きらきら教室」は対象者が明確な為、事前にハガキ案内や電話勧奨等を行い、積極的なアプローチをすることで徐々に実施内容が浸透してきた。</p> <p>(橋企第22-5 H25. 9. 30)</p>

担当課名	監 査 結 果	措置の内容及び状況
企業誘致室	<p>メガソーラー事件については、法的措置（調停）を講じ、進展を見せているものの、未だ最終合意に至っていない。本件については、一刻も早い解決を願うとともに、本市の将来に禍根を残さないよう対処されたい。</p> <p>また、新たな業者との契約締結にあたっては、本来なら契約相手方並びにその上部会社の経営実態を調査し、その信用性を確認すべきところであるが、情報機関にデータがないことから、履行担保を確保することが肝要である。したがって、契約書には、地方自治法に基づき契約保証金、損害賠償又は違約金を明確に定め、特に契約保証金については契約と同時に確保し、市にリスクが発生することがないように、万全を期されたい。</p> <p>(27年度 第1次定期)</p>	<p>本件については、法的措置として自然エネルギーシステム㈱及び橋本ソーラー発電所㈱を相手方として調停の申し立てを行い、平成26年12月1日に第1回調停を、その後、数度の調停を経て、平成27年12月21日開催の第8回調停にて本市及び相手方等の主張・要求が合致し調停の成立となった。調停成立に伴い、同日付で橋本ソーラ発電所㈱と土地賃貸借契約を締結し、本件用地を現状有姿にて貸し出す。橋本ソーラー発電所㈱は、メガソーラー発電事業を実施するために設立された現地法人であるため、履行担保の確保及び本市のリスク回避（企業撤退等により太陽光パネル撤去等費用の負担）のため契約保証金240万円及び現状回復義務保証金7千万円の内、前金として4千万円を預託することを賃貸借契約締結の条件とした。契約保証金及び原状回復義務保証金については、平成28年1月4日付納付いただいている。</p> <p>(橋企第22-10 H28. 2. 1)</p>
建築住宅課	<p>②委託契約書の前文の記載について「橋本市長と・・・〇〇は・・・」から「橋本市と・・・〇〇は・・・」と、組織同士の契約となるよう表現を統一されたい。</p> <p>(25年度 第1次定期)</p>	<p>平成26年度から統一した。</p> <p>(橋企第22-9 H27. 12. 24)</p>
	<p>③公営住宅使用料の未収金回収対策として、現在75件の分納誓約がなされているが、今後も分納誓約の増加を図られたい。</p> <p>(25年度 第1次定期)</p>	<p>滞納者には、面談の上、持続可能な範囲での分納誓約を締結するよう進めている。</p> <p>(橋企第22-9 H27. 12. 24)</p>
	<p>⑥公営住宅使用料の回収について、目標徴収率だけではなく回収目標を金額ベースで明確に設定されたい。</p> <p>(25年度 第1次定期)</p>	<p>調定額の変動があるため金額での設定は行なっていない。（前年度徴収率を目標としている。）（橋企第22-9 H27. 12. 24)</p>
	<p>⑦住宅新築資金等貸付金の過年度未収金の回収については、徴収率が上がり未収額が減少していることは評価できるが、債権者に対し督促状、催促書を発送されていない。地方自治法施行令第171条「普通地方公共団体の長は、債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。」と規定されていることから、今後は債権者に対して督促状、催促書を発送されたい。</p> <p>(25年度 第1次定期)</p>	<p>平成26年度2月、平成27年3月に、債務者に対して督促状を発送した。</p> <p>措置済（橋企第22-9 H27. 12. 24)</p>
	<p>⑧橋本市住宅新築資金等償還審議委員会規則があるものの、現在機能していない。本委員会の設置は必要であると考え。なお、運用については地方自治法第138条の4第3項により、規則ではなく条例化が必要である。（地方自治法第138条の4第3項「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。」）</p> <p>(25年度 第1次定期)</p>	<p>平成26年9月30日付けで廃止した。</p> <p>措置済（橋企第22-9 H27. 12. 24)</p>

担当課名	監 査 結 果	措置の内容及び状況
建築住宅課	<p>⑨住宅新築資金等貸付金の過年度分滞納者のおよそ三分の一は、対象不動産がない状態にある。要因は、既に売却された、競売にかけられ配当金を回収した、もともと抵当権が設定されていなかった等であるが、今後の回収の為に現況を確認されたい。 (25年度 第1次定期)</p>	<p>登記簿により、現況を確認した (橋財第5-6 H28. 7. 25)</p>
	<p>⑩住宅新築資金等貸付金の滞納者について、過去には連帯保証人に対する督促状を発送されたことがあるが、平成25年度には発送されていない。連帯保証人に督促状、催告書を発送されたい。 (25年度 第1次定期)</p>	<p>送付が必要な連帯保証人に対し、発送を行った。 (橋財第5-6 H28. 7. 25)</p>
	<p>⑪住宅新築資金等貸付金の滞納者に対する措置マニュアルを作成されたい。 (25年度 第1次定期)</p>	<p>橋本市債券回収対策本部にて策定される予定の橋本市債権管理マニュアルを参照し、業務を進めたい。 (橋企第22-9 H27. 12. 24)</p>
	<p>⑫住宅新築資金等貸付金の未収金回収について、目標徴収率だけではなく回収目標を金額ベースで明確に設定されたい。 (25年度 第1次定期)</p>	<p>調定額の変動等があるため金額の設定は、行っていない。 ただし、調定金額×目標徴収率で金額が算出できるので、意識して業務を進めたい。 (橋企第22-9 H27. 12. 24)</p>
	<p>⑬住宅新築資金等貸付金の償還事項について、旧高野口町の対象者には旧町の貸付金条例があるが、旧橋本市の対象者には条例はなく、旧市の貸付金要綱で運用されている。新橋本市として共通の条例を制定されたい。 (25年度 第1次定期)</p>	<p>新規貸し付け業務もないため、新たな条例を作成するのではなく、(仮称)橋本市債権管理条例及び橋本市債権管理マニュアルにより回収業務を進めていきたい。 (橋企第22-9 H27. 12. 24)</p>
	<p>公営住宅基金については、平成24年度、25年度の基金利子収入を、歳入として受け入れているものの、歳出として基金に積み立てる財務処理を失念していた。このようなことのないよう適正な事務処理に努められたい。 (26年度 随時)</p>	<p>財務会計処理を行なった。 24年度13,829円 25年度12,453円 26年度11,807円 合計38,089円 (橋企第22-15 H28. 3. 31)</p>
	<p>①金庫の管理について、全員がダイヤルの番号を承知していることは、担当職員が日々の業務を行ううえで便利ではあるが、安全性が確保されず、適正な管理とは言えない。課長が、出納員として管理できる金庫の鍵を調整されたい、また、課長が不在の時は課長補佐が管理できるように、鍵の貸与簿を作成し責任の所在を明確にされたい。 (27年度 随時)</p>	<p>鍵付き金庫設置及び鍵の貸与簿を作成し、責任の所在を明確にした。 (橋企第22-12 H28. 2. 5)</p>
	<p>②「つり銭」については、封筒に合計金額を記載し金庫で保管されているが、現在高を記載した管理簿がないことから、金種別の「つり銭管理簿」を早急に整備されたい。 (27年度 随時)</p>	<p>つり銭管理簿を整備した。 (橋企第22-12 H28. 2. 5)</p>

担当課名	監 査 結 果	措置の内容及び状況
建築住宅課	<p>③市民が支払いのため、来庁した際には庁内の銀行窓口が営業している時間内であっても、建築住宅課内において領収印を押印し、受領を行っているもので、市民サービスを優先させることが第一であるが、事故を防ぐためにも、庁内の銀行窓口が営業している時間は、できるだけそちらを利用するよう、心がけられたい。 (27年度 随時)</p>	<p>庁内の銀行窓口が営業している時間は、利用するようにしている。 (橋企第22-12 H28. 2. 5)</p>
	<p>④担当者毎の領収管理簿は、各々の収納金額は分かるが、課全体の一日あたりの収納額を、課長が確認しづらいため、早急に日計表及び月計表を整備され、適正な公金管理ができるよう改善をされたい。 (27年度 随時)</p>	<p>日計表、月計表を整備した。 (橋企第22-12 H28. 2. 5)</p>
	<p>①公営住宅使用料の3か月以上の滞納者のうち完済件数が7件増えたこと等により、滞納件数は前年同月(12月)比25件減少している。これは、担当課における回収取組の成果である。引き続き徴収率の向上及び、分割納付履行に向けて取組まれたい。 (27年度 第2次定期)</p>	<p>公営住宅使用料について引き続き徴収率の向上のため、分割納付履行に向けて取組んでいる。 (橋財第5-3 H28. 4. 25)</p>
	<p>②同使用料における、退去滞納者62件のうち、時効期間の経過した38件10,922,830円については本年度に制定された債権管理条例に基づき債権放棄を行うものである。その内26件は、退去後10年以上経過しているもので、その多くは過去において回収努力が十分なされていなかったと思われる。その結果、5年の時効期間が経過し、債権放棄することになったものである。今後はこうしたことがないように、措置マニュアルに沿って督促状及び催告書の発送、臨戸訪問等、回収努力を行うこと、また債務者及び連帯保証人への対応は、債権管理簿に交渉記録を記載するなど、適切な債権管理に努められたい。 (27年度 第2次定期)</p>	<p>措置マニュアルに沿って電話や督促状及び催告書の発送、臨戸訪問等や、納付相談を行ない、分割納付履行に向けて分納誓約を交わし、債務者及び連帯保証人への対応記録は、債権管理簿に交渉記録を記載するなどをしていく。 (橋財第5-3 H28. 4. 25)</p>
社会教育課	<p>①「郷土の森学習体験棟の管理運営委託」については、1年間の管理運営に係る委託料(年間契約額)を年度当初に一括で支払っているが、委託料の性質、財政状況から鑑み、一括払ではなく原則として分割払いにより対処されたい。 「子ども冒険村事業委託」については、短期間に行う事業であるため一括払が必要であれば、決裁文書に支払根拠を明記され、対応されたい。 「土曜日等子ども教室推進事業」、「放課後子ども教室推進事業」等、委託料の支出事務については、各課共通指摘事項のとおり。 委託料については、契約相手方の履行確認後、支払うことが原則であり、いわば工事請負費の類である。したがって、先払いする「前金払」及び「概算払」は、この支出の例外的なものであることから、契約伺いの決裁文書には上記支出方法の別を明記されたい。 特に「概算払」については、市の規則で定めていなければ支出できない(地方自治法施行令第162条第6号)と謳われており、このことをふまえ、会計事務規則を改正(平成27年4月1日施行)した経緯があることから、「概算払」のうち、同規則第71条第12号の規定に該当するものは、必ず市長決裁を得られたい。 また、委託料の性質、財政状況から鑑み、一括払ではなく、原則として分割払いにより対処されたい。 なお、補助金における概算払についても同様の措置を心がけられたい。 (27年度 第2次定期)</p>	<p>「郷土の森学習体験棟の管理運営委託」の委託料の支払いについて、2回の分割払いとするよう、委託契約も含めて改善した。また、「土曜日等子ども教室推進事業」、「放課後子ども教室推進事業」における委託事業の委託料の支払いについても2回の分割払いとするよう、委託契約も含めて改善した。 「子ども冒険村事業委託」については、短期間で実施する事業であるため、一括払いが必要となる。決裁文書により根拠を明記し対応する。 (橋教総第13-2 H28. 6. 7)</p>

担当課名	監 査 結 果	措置の内容及び状況
(地区中央公民館)	<p>利用許可申請書・使用料免除申請書のあて先が館によって統一されておらず、(文教施設利用に関する条例第4条、第9条より)「教育委員会」に統一されたい。 (26年度 第1次定期)</p>	<p>別添様式のとおり様式を統一し、申請書のあて先についても「教育委員会」に統一した。 (橋教総第115 H27. 11. 4)</p>
出納室	<p>現金取扱員は、地方自治法に基づく損害賠償責任の対象になることから、より一層の、現金の適正管理に務められたい。なお、会計管理者においては、本年度末までに、新任所属長を対象に現金取扱事務に係る研修を実施されたい。 (27年度 随時)</p>	<p>現金取扱員については、出納員である所属長とともに現金の出納・保管に責任を負っているため、会計管理者及び各所属長は随時指導する必要があり、毎年、所属長研修を実施し、現金の取扱に十分注意を払うように指導した。 新任所属長7名(内1名は病欠欠席)に対し、改めて本年2月23日出納研修を行い、現金の出納・保管に十分留意し、日々点検を怠らないよう指導した。 (橋企第22-14号)</p>
市民病院	<p>④「生ゴミ処理機保守」「原価計算システム保守」外2件の委託契約について、自動更新契約となっており、翌年度以降予算の裏付けがないことから適正ではないため、法令に基づく長期継続契約、または単年度契約に改められたい。 (26年度 第1次定期)</p>	<p>「原価計算システム保守」外2件について平成27年度から単年度契約に改めた。 (生ゴミ処理機の契約はなくなった。) (橋病総第63 H27. 4. 24)</p>
訪問看護ステーション	<p>①現在、厚生労働省は在宅医療・介護を推進しているところであるが、本市訪問看護ステーションの今年度業績は、前年度に比べ利用者数が大きく減少し、また訪問看護サービスにおける民間事業者シェアが高まってきていることも推測される(橋本市における本ステーションのシェア推計14%)。このことから、今後、橋本市訪問看護ステーションとして、開業医との連携システムの再構築体制を進展させ、利用者の拡大を図っていく必要があると考える。 (26年度 第1次定期)</p>	<p>26年度の利用者は年度当初から減少してきたので、その対策として当訪問看護ステーションのPRを兼ねたパンフレットを作成し、開業医はもとより、近隣の近畿大学附属病院、大阪南医療センター、紀北分院と、介護施設に対してもパンフレットを配布し、利用者増につなげるよう行なってきた。 (橋企第22-8 H27. 12. 18)</p>